

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月12日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧復水ポンプ(A)電動機空気冷却器の冷却水流量計部品(リンク機構部)に腐食が認められたため、当該部品を交換。	D	
2	1号機	タービン建屋2階換気空調ダクト点検において、給気ダクトの一部に破損が認められたため、当該破損箇所を補修。	D	
3	1号機	高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ点検において、中間軸受とポンプ軸スリーブに摩耗が認められたため、対応検討。	D	・H21年4月9日 再審議にてグレード変更「C D」
4	1号機	補機冷却海水ポンプ(A、B)出口配管において、外面に腐食が認められたため、当該腐食箇所を補修。	D	
5	1号機	高圧炉心スプレイ系試験圧力抑制室調節弁の弁体及び弁棒の取付部に摩耗が認められたため、当該部を交換。	D	
6	1号機	電動駆動原子炉給水ポンプ(A)電動機空気冷却器サイトグラス(覗き窓)点検において、ガラスに破損が認められたため、当該ガラスを交換。	D	
7	1号機	タービン補機冷却系熱交換器の海水入口配管において、内面ゴムライニングに剥離が認められたため、当該剥離箇所を補修。	D	
8	1号機	復水脱塩装置(J)塔樹脂入口弁の浸透探傷検査において、弁体にひびが認められたため、対応検討。	D	
9	2号機	原子炉圧力(狭帯域)の中操指示計において、若干低下する事象が認められたため、当該指示計を点検。	D	
10	3号機	復水ろ過装置復水ろ過器(I、J、K塔)出口流量記録計において、チャート詰まりが認められたため、当該記録計を点検。	D	
11	4号機	タービン建屋天井クレーン(225t)において、クレーン運転席の移動操作が不能となったため、調査及び対応検討	D	
12	3,4号廃棄物処理設備	ホットシャワードレン系ろ過器(A)用電動機点検において、負荷側・反負荷側軸受ケースに摩耗が認められたため、当該軸受ケースを補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	その他	一次水処理設備純水装置の陰イオン樹脂再生塔入口弁(B)において、開度表示部に微量な水漏れが認められたため、当該弁を点検・補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353